

新居浜市特別の理由による 任意予防接種費用の助成について

新居浜市では骨髄移植手術等特別の理由により、一度受けた定期予防接種で獲得した免疫が消失し、接種済の定期接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再度受ける場合に、接種費用を助成します。

※ただし、令和2年4月1日の申請分からの受付となります。

1 対象者 以下すべての要件を満たす方

- (1) 骨髄移植手術、臓器移植手術、抗がん剤治療等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 再接種を受ける日に20歳未満で新居浜市に住民登録があること。
- (3) 定期接種が予防接種実施規則に規定する接種回数及び接種間隔で行われていること。

2 助成の対象となる予防接種

予防接種法で定める子どもの定期予防接種として既に接種のワクチンで、治療を行ったことにより再接種が必要なもの。

ただし、一部のワクチンには、上限年齢があります。

BCGは4歳未満、小児肺炎球菌感染症は6歳未満、Hib感染症は10歳未満、四種混合は15歳未満、その他の予防接種は20歳未満。

3 助成金額

予防接種にかかった費用(上限額があります。)

* 文書料等の経費は含みません。

4 問い合わせ・申請先

〒792-0811
新居浜市庄内町四丁目7番17号
新居浜市保健センター 感染症予防係
TEL : 0897-35-1070
FAX : 0897-37-4380



手続きの流れ

【 接種前 】

保健センターで事前に相談・制度の詳細について説明

※詳細な手続きの説明がありますので、母子健康手帳を持参の上、保健センター窓口までお越しください。

- ・予防接種履歴の確認
- ・補助金手続きに必要な書類(医師の意見書・補助対象認定申請書)のお渡しなど

再接種を予定している日の**2週間前までに市へ申請**を行ってください。

【提出書類】

- 1 補助対象認定申請書
 - 2 医師の意見書
- * 母子健康手帳をご持参ください。

市で補助対象認定の審査をし、認定の決定をします
その後、補助対象認定決定通知書が届きます

～再接種～

※再接種費用は全額を医療機関にお支払いください

【 接種後 】

再接種後、以下の書類を保健センターまで提出してください。

【提出書類】

- 1 補助金交付申請書兼請求書
- 2 領収書の原本(コピー不可)・明細書
- 3 予診票(原本かコピー)
- 4 当該予防接種履歴の確認できるもの(母子健康手帳等)
- 5 振込先の確認できる通帳やそのコピー等

補助金の支給

補助金交付決定通知書が届きます。

(入金までは、申請から2か月ほどかかる場合があります)

★再接種は予防接種法に基づかない任意予防接種となります。健康被害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度に基づく救済の対象となります。